

川島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 放課後児童健全育成事業（学童保育）について

放課後児童健全育成事業（学童保育）とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を与える事業です。平成27年度から開始予定の子ども・子育て支援新制度においては、その事業の実施における設備及び運営についての基準を、市町村が条例で定めることとなっています。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、各市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、条例で定める必要があります。放課後児童健全育成事業を行う者は、この基準を遵守しなければなりません。今後は、放課後児童健全育成事業については、町への事前の届出制となります。

この基準は、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定めることとなっています。

○従うべき基準

- ・放課後児童健全育成事業の従事者の資格及び員数

○参酌すべき基準

- ・上記以外の事項

国における基準の概要と町の基準について

項目	国の基準内容	区分	川島町の基準
従事する者 (放課後児童支援員)	○次のいずれかに該当する者にあつて、県の実施する研修を修了した（平成32年度までに終了予定の者を含む） ①保育士 ②社会福祉士 ③高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 ④教員免許を有する者 ⑤大学・大学院において社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学の課程を修めて卒業した者等	従 う べ き 基 準	国の基準のとおり
員数	○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする（そのうち1人は、従事する者の資格を満たす者、もう1人は補助員でよい）。		
支援の単位 (児童の集団の規模)	○1つの支援の単位（児童数）は、おおむね40人以下とする。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準のとおり ※1
施設・設備	○専用区画を設ける（遊び及び生活の場の機能、静養するための機能を備える）。		国の基準のとおり
専用区画の面積	○児童1人につき、おおむね1.65㎡以上とする。		国の基準のとおり
開所日数	○1年につき、250日以上を原則として、その地方の状況を考慮して事業所ごとに定める。		国の基準のとおり
開所時間	・平日3時間以上 ・休日8時間以上を原則とする。		国の基準のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準を常に向上させるよう努めること ・家庭、地域、保護者、小学校との連携 ・運営内容の自己評価と公表に努めること ・非常災害対策を講じること ・職員の資質の向上に努めること ・利用者への平等な取扱い ・利用者への虐待等の禁止 ・衛生管理上、必要な措置を講じること ・重要事項に関する運営規定を定めること ・帳簿（職員、財産、収支、利用者の処遇の状況）の整備 ・利用者と家族の秘密の保持 ・苦情受付窓口の設置 ・市町村の指導助言に従うこと ・事故発生時の対応について、必要な措置を講じること 	国の基準のとおり	

※1 1つの支援の単位について、5年（平成27年度～平成31年度）の経過措置を設けた。